

(様式1)
 審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	私学文書課	検索番号	1-1
法令名	学校教育法	根拠条項	4-1		
許認可等	私立学校（幼稚園、専修学校及び各種学校を除く。）の設置廃止及び設置者の変更認可				
<p>1 法令の定め（許認可等要件）</p> <p>私立学校（幼稚園、専修学校及び各種学校を除く。）の設置廃止及び設置者の変更の認可に当たっては、小学校設置基準（平成14年3月29日文科省令第14号）、中学校設置基準（平成14年3月29日文科省令第15号）及び高等学校設置基準（昭和23年1月27日文科省令第1号）を満たすものでなければならない。</p> <p>2 その他</p> <p>○ 添付書類</p> <p>(1) 学校の設置の認可の申請</p> <p>ア 認可申請書</p> <p>イ 次の事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・名称 ・位置 ・学則〔少なくとも次の事項を記載すること…修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項・部科及び課程の組織に関する事項・教育課程及び授業日時数に関する事項・学習の評価及び課程修了の認定に関する事項・収容定員及び職員組織に関する事項・入学、退学、転学及び卒業に関する事項・授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項・賞罰に関する事項・寄宿舎に関する事項〕 ・経費の見積り及び維持方法 ・開設の時期 <p>ウ 校地校舎等の図面</p> <p>(2) 私立学校の収容定員に係る学則変更についての認可の申請</p> <p>ア 認可申請書</p> <p>イ 次の事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更の事由及び時期 ・経費の見積り及び維持方法 <p>ウ 当該変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面</p> <p>(3) 高等学校の全日制課程等の設置の認可の申請</p> <p>ア 認可申請書</p> <p>イ 次の事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事由 ・名称 ・位置 ・学則の変更事項 ・経費の見積り及び維持方法 ・開設の時期 					

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	私学文書課	検索番号	1-1
法令名	学校教育法	根拠条項	4-1		
許認可等	私立学校 (幼稚園、専修学校及び各種学校を除く。) の設置廃止及び設置者の変更認可				
<p>(4) 学校の設置者の変更の認可の申請</p> <p>ア 認可申請書</p> <p>イ 次の事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none">・当該設置者の変更に関係する地方公共団体又は学校法人 (私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。) が連署して、変更前及び変更後の目的・名称・位置・学則・経費及び維持方法 (中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者になろうとするものが市町村であるときは、学則・経費及び維持方法を除く。) <p>(5) 学校等の廃止の認可の申請</p> <p>ア 認可申請書</p> <p>イ 次の事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none">・廃止の事由及び時期・児童、生徒又は幼児の処置方法					